

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第六十九号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法等の一部改正に伴い、臨時の認知機能検査の結果に基づく高齢者講習、準中型自動車免許に係る講習等の手数料の額を定めるための改正

二 内容

(一) 手数料の新設

(例) 高齢者講習（臨時の認知機能検査の結果に基づいて行うもの）
五，六五〇円

(例) 初心運転者講習（準中型自動車免許に係る講習）
講習一時間につき 二，一五〇円

(二) 手数料の額の改定

(例) 高齢者講習（七十五歳未満で小型特殊自動車以外の第一種免許等を受けている者に対する講習）
（現行）五，六〇〇円 ↓ （改正後）四，六五〇円

(例) 大型自動車又は中型自動車に係る運転免許試験（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合）
（現行）七，四〇〇円 ↓ （改正後）七，〇五〇円

三 施行期日

平成二十九年三月十二日